

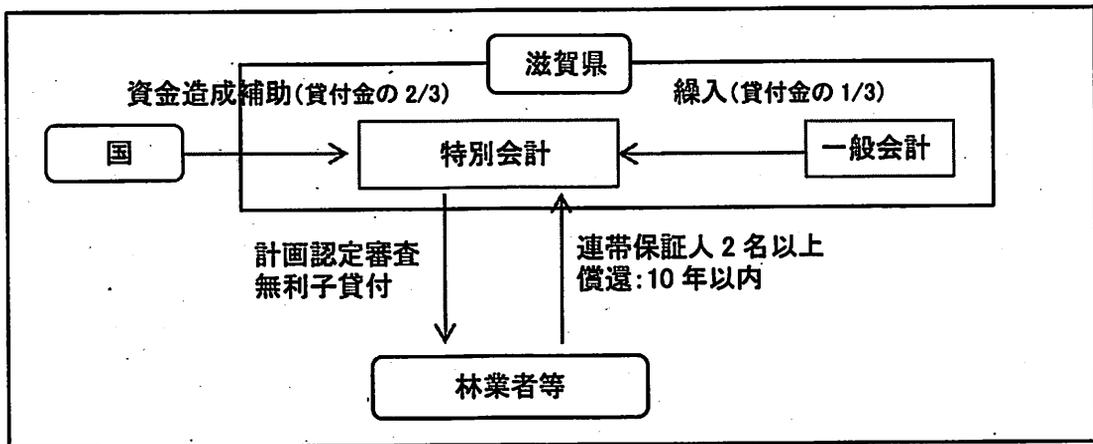
林業・木材産業改善資金貸付金に係る権利放棄について

1 放棄を求める権利の概要

林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)に基づき、県が林業者等に直接貸付けを行った林業改善資金貸付金の償還金およびこれに対する違約金

貸付日 平成13年7月19日
貸付額 3,000,000円
未収金額 2,637,000円(元本) ※別途違約金あり

林業改善資金貸付金の基本スキーム



2 権利放棄の理由

貸付後、平成13年11月7日に主債務者が破産し、平成14年2月15日に免責決定された。

連帯保証人2名のうち1名は、所在不明となり連絡が取れず、当該者は平成24年3月28日に時効を援用した。

残る1名に対し折衝を繰り返し、少額ながら弁済を受け続けていたが、当該者は平成28年5月30日に破産し、同年8月4日に免責決定された。

このことは、県が定める「税外未収金対策にかかるガイドライン」における私債権の債権放棄の要件(「消滅時効期間が経過し、その債務者等が時効を援用しその履行に応じないと見込まれること」「破産等により債務者等がその責を免れたとき」)に該当するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、権利放棄の議決を求めるものである。